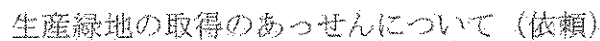


西東京市農業委員会
会長 保谷 隆司 殿

西東京市長 池澤隆史



令和6年4月25日付けで買取申出のあった下記の生産緑地について、標記のとおり生産緑地法第13条の規定により、農林漁業に従事することを希望する者に取得のあつせんを行うことになっております。つきましては、同法第17条の2の規定に基づき貴委員会においてあつせんをしていただきたくお願い申し上げます。

なお、申出の日から起算して三ヶ月以内に当該生産緑地の所有権移転（相続その他の一般承継による移転を除く。）が行われなかったときは、同法第7条から第9条までの規定は適用されないこととなりますので、ご回答は令和6年7月16日までお願い申し上げます。

11

1 贖取申出地

地番	地目	あつせん面積
	畑	

2 添付図面

案內圖 地價公示價格表

